

## 北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱の取扱要領

(最終改正 令和6年11月8日)

この取扱要領は、「北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱」(以下「要綱」という。)を具体的に運用していくための指針である。

### 第1 一般的事項及び運用について

- 1 要綱において「建設工事等」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に付帯する測量その他の業務をいう。
- 2 要綱において「指名停止等」とは、指名停止及び第17条に規定する書面又は口頭での警告及び注意の喚起をいう。
- 3 要綱において「市(市が設立した公社を含む。)の職員」又は「他の公共機関の職員」とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる者を含む。また、私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものである。

- 4 第2条第2号の「代表権を有すると認められる肩書」とは、専務取締役以上の肩書をいうものとする。

### 5 指名停止の対象となる事案

指名停止の対象となる事案は、本市における当該事務担当職員又は公共的機関からの情報によるもののほか、北九州市内で販売される日刊紙等主要報道機関の報道により知り得たものとする。

### 6 指名停止の始期

- (1) 指名停止期間の始期は、原則として当該措置要件に該当する事案を技術監理局契約部事務担当職員が知り得た日、又はその事実を確認した日(委員会の決定日)とする。
- (2) 指名停止の期間中に、別件により再度指名停止を行う場合は、当初の指名停止期間の終期を待たずに、上記(1)の始期により指名停止を行う。
- (3) 有資格業者名簿以外の者が、新たに名簿登録するときにおいて、登録前に措置要件に該当していた場合は、原則として次のとおりとする。
  - ア 当該措置事由で、既に他の有資格業者に対し指名停止を行っている場合は、当該指名停止と同一の始期とする。
  - イ 上記ア以外の場合は、当該措置事由の事実発生日を始期とする。

### 7 指名停止期間と有資格者名簿

指名停止期間は、有資格者名簿の有効期間が満了し、新たな名簿が発効し、これに登録している場合は引き続くものとする。

### 8 相当期間経過後に知り得た事案

別表各号に掲げる措置要件に該当する事案で、当該措置要件ごとに規定する期間の長期を経過した後知り得たときは、指名停止は行わない。ただし、当該事案が極めて悪質で、指名停止措置を講じる必要があると認めるときは、この限りでない。

### 9 指名取消しの対象

第4条第2項の規定により指名を取り消す場合は、指名の対象となっている市発注工事等の入札が、原則として翌日以降に行われるものを対象とする。

## 10 共同企業体に関する指名停止の運用

第5条第3項の規定による共同企業体の指名停止は、当該企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第6条第2項の規定に基づく措置(以下「短期2倍措置」という。)の対象としないこととする。

## 11 短期2倍措置の運用

- (1) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期2倍措置の対象としないものとする。
- (2) 下請負人及び共同企業体の構成員について短期2倍措置を講じるときは、第5条第1項又は第2項の規定にかかわらず、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができる。

12 第12条第1項の「市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるとき」とは、指名停止の措置を行なった有資格業者に対し、措置の内容を明らかにすることにより市以外の機関や第三者に多大な影響があることが予想される等適当でないと認められるときをいう。

13 第14条の「報告書」は、工事事務の場合、北九州市請負工事監督要領第22条に定める報告書様式を使用することができる。

14 第15条の「やむを得ない事由があるとき」とは次の場合をいう。

- (1) 特許等特殊な技術を必要とする建設工事等で、指名停止中の者以外の者では、契約の目的を達成することができない場合
- (2) 指名停止中の者以外の者では価格において著しく不利となる場合
- (3) その他、前2号に相当する事由があると認められる場合

## 15 指名停止措置の公表

- (1) 指名停止措置の公表は、当該措置をした後速やかに技術監理局契約部で一般の閲覧に供するとともに、技術監理局ホームページで公表する。
- (2) 公表期間は原則として措置開始日から措置終了日までとする。

## 第2 措置要件の各項目別事項について

### 1 別表第1項 事故等に基づく措置基準

#### (1) 過失による粗雑工事等

市発注工事等に関して「過失により履行を粗雑にした」場合のうち、本市の請負工事成績評定要領及び設計等委託業務成績評定実施要領により算定された総評点に基づく指名停止期間は、別表1のとおりとする。

なお、請負工事成績評定要領に定める「法令遵守等」の評価項目において点数を減じられた場合は、当該減じられた点数を除いた点数を総評点として適用する。

#### (2) 契約違反

ア 契約違反等(第4号)については、原則として別表2のとおりとする。

イ 工期内に工事を完成したが、工事写真等書類未整備のため、契約の履行が遅れた場合の措置は、上記アと同じ取扱いをする。

ウ 契約違反等(第5号)については、天災地変のほか、入札参加者として通常必要と認められる注意を尽くしても防止し得ない事由が生じたことにより、契約を辞退する場合には、原則として指名停止を行わない。

### (3) 工事事故

ア 本基準は、人命及び財産を保護するための注意又は措置を怠ったために社会的、経済的に損害を与えた場合を対象とする。

イ 公衆損害事故又は工事関係者事故の場合、特に重大な場合のほか、作業員個人の責めに帰すべき事由により生じたもの(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)又は第三者の行為により生じたもの(例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で侵

入したことにより生じた事故等)であると認められるときは、原則として指名停止を行わない。

ウ 市発注工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは原則として(ア)の場合とする。ただし、(イ)によることが適当である場合には、これによることができる。

(ア) 設計図書等より具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明確になった場合

(イ) 警察署、労働基準監督署等による当該工事の現場代理人等の逮捕、送検等が行われた場合

エ 一般工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として(ア)の場合とする。ただし、(イ)によることが適当である場合には、これによることができる。

(ア) 警察署、労働基準監督署等による当該工事の現場代理人等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

(イ) 新聞報道、公表された工事事故の調査結果その他の情報を総合的に勘案し、当該事故についての請負人の責任が明白であることが判断できる場合

オ 「損害」とは、上下水道管、ガス管等を損傷し、住民の生活に重大な支障を与えた場合を含む。

(4) 第3号、第7号及び第9号に係る規定の適用については、原則として九州及び山口県において発生した事案を対象とする。

## 2 別表第2項 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

### (1) 独占禁止法違反行為

ア 独占禁止法第3条に違反した場合は、①排除措置命令がなされたこと、②課徴金納付命令がなされたこと、③刑事告発がなされたこと、④有資格業者である法人の代表役員及び一般役員、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕のいずれかを知った後に指名停止を行う。

イ 独占禁止法第8条に違反した場合は、課徴金納付命令が出されたことを知った後に指名停止を行う。

ウ 独占禁止法違反行為(第3号及び第4号)の措置要件に該当した場合の指名停止期間は、別表3のとおりとする。なお、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、別表3に規定する期間の2分の1の期間とする。この場合において、当該期間が第3号及び第4号に規定する期間の短期を下回る場合においては、当該短期の2分の1まで短縮することができる。

(2) 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものとする。

### (3) 建設業法違反行為

建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の

場合とし、指名停止期間については、別表4のとおりとする。

ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合(市長が軽微なものと判断した場合を除く。)

(4) 不正又は不誠実な行為

ア 「不正又は不誠実な行為」(第9号)とは、賄賂などこの要綱に規定のあるものを除く不正行為であって、請負人の営業に関し法令等に違反した行為をいい、原則として次の場合とする。

(ア) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又は使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

(イ) 業務に関する法令違反により監督官庁から、業務停止命令等の不利益処分を受けた場合

(ウ) 暴力団関係者から不当介入を受け、又は不当介入による被害を受けたにもかかわらず、これらの事実を市に報告せず、又は所轄の警察署に届出なかったことが関係行政機関からの通報により判明した場合(情状酌量すべき特別の事由がある場合を除く。)

イ 上記ア(ウ)に該当する場合は、原則として4月の指名停止を行うものとする。

3 別表第3項 暴力的組織等に対する措置基準

(1) 第1号カの「密接な交際」とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。この場合、特定の場所で偶然出会った場合などは含まないが、年1回でもその事実がある場合には当該要件に該当するものとする。

(2) 第1号カの「社会的に非難される関係」とは、たとえば、暴力団関係者が参加するパーティその他の会合に招待するあるいはされる若しくは同席するような関係を含む。

(3) 第1号ウの「利用」には、実際には暴力団とは関係がないが、その威を借りるために暴力団の名を騙る場合を含む。

(4) 第1号イ及びエの「知りながら」とは暴力団関係者である事実を知らずに、暴力団関係者を雇用している場合又は暴力団関係業者である事実を知らずに、その者と下請契約又は資材、原材料等の購入契約を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当然事実を知りながら行っているものとみなす。

(5) 第1号エ及びオの措置は、該当する事実が継続的でない場合に適用し、継続的な場合は第1号カ該当とする。

(6) 第1項アからカに該当する事実があるとして、新聞等による指摘又はその他の情報提供があったときは、警察等捜査機関に確認を求めるものとする。

(7) 「市発注工事等の契約の相手方として適当と認められる状態になるまで」とは、警察等捜査機関から指名停止をした有資格業者について公共機関の契約の相手方として不適切ではなくなった旨の通知があり、市長が市発注工事等の契約の相手方として問題がないと認めたとき。

付 則

この要領は、平成6年7月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成17年4月1日以降請負契約を締結する工事から施行する。

付 則

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行後知り得た事案については、この要領の施行前に生じた事案であっても、この要領を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年6月14日から施行する。

2 この要領の施行後知り得た事案については、この要領の施行前に生じた事案であっても、この要領を適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行後知り得た事案については、この要領の施行前に生じた事案であっても、この要領を適用する。

付 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年10月21日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年11月8日から施行する。

別表1(過失による粗雑工事等)

総評点数	
35点未満	6月
35点以上40点未満	5月
40点以上45点未満	4月
45点以上50点未満	3月
50点以上55点未満	2月
55点以上60点未満	1月

別表2(契約違反等)

契約違反事由	指名停止期間
(1) 履行遅延日数	
15日以内	1月
16～30日以内	2月
31日以上	3月
(2) 契約の相手方の責めに帰すべき事由により契約が解除となった場合	3月
(3) 契約書又は仕様書等に違反し、損害を生じさせる等の影響がある場合	1月
(4) 上記(3)以外で、契約書又は仕様書等に違反した場合	1月

## 【注】

ア 北九州市工事請負契約約款第46条及び第47条による契約解除は、上記(2)を適用する。

イ 上記(3)の「損害」とは、損害賠償請求の有無に限らず、事業の信用性を損ねるおそれを生じた場合や市の事業遂行に支障が生じた場合を含む。

ウ 上記(4)に該当する主な事例は次のとおりである。

①「違反行為が継続して行われていた場合」、②「虚偽の報告が行われた場合」、

③「必要な報告を怠っていた場合」、④「違反について、市が是正の指示を行っても改善しない場合」

エ 指名停止期間は、原則として上記のとおりとするが、「違反行為が複数認められる場合(上記イ①～④が重複する場合を含む)」、「公衆へ損害を及ぼすおそれがある場合」等の重大な違反行為については、市の事業遂行に支障が生じた程度や社会的影響に応じて、月数を加算する。

別表3(独占禁止法違反行為)

独占禁止法違反の程度		指名停止期間
1 市発注工事等に関するもの	(1) 排除措置命令 (2) 課徴金納付命令 (3) 逮捕	6月
	(4) 刑事告発	8月
2 上記以外に関するもの	(1) 排除措置命令 (2) 課徴金納付命令 (3) 逮捕	4月
	(4) 刑事告発	6月

【注】上記は、課徴金減免制度の適用がない場合の月数とする。

別表4(建設業法違反行為)

建設業法違反の程度		指名停止期間
1 市発注工事等に関するもの	(1) 指示処分・営業停止処分(10日未満)	2月
	(2) 営業停止処分(10日以上)	3月
	(3) 逮捕、公訴	5月
2 上記以外に関するもの	(1) 指示処分、営業停止処分(10日未満)	1月
	(2) 営業停止処分(10日以上)	2月
	(3) 営業停止処分(経営審査事項虚偽申請)	3月
	(4) 逮捕、公訴	4月